

# 第23回 参議院議員通常選挙

第23回参議院議員選挙が7月21日(日)に予定されています。

本選挙は、今後の国政の方向を決定するうえで重要な意義を持っています。

選挙のルールを守り貴重な一票を大切にし、進んで投票に参加しましょう。



## 投票できる人

- ① 下仁田町の選挙人名簿、または在外選挙人名簿に登録されている人
- ② 平成5年7月22日以前(7月22日を含む)に生まれた日本国民
- ③ 下仁田町に平成25年4月3日以前(4月3日を含む)に転入届をした人で引き続き3カ月以上住所を有する人
- ④ 今回の選挙は国の選挙ですので、最近、下仁田町に住所を移して、下仁田町の選挙人名簿に登録されていない人でも、前の住所地で登録されていれば、そこで投票できます。

また、最近下仁田町から他の市町村に転出した人(転出届出後4カ月以内)でも、下仁田町の選挙人名簿に登録されています。

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

※手続きには、在外選挙人名簿登録時に交付された在外選挙人証が必要です。

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

## 在外投票について

録されていれば、下仁田町の投票所で投票できます。ただし、新住所地で登録されている人は、除きます。※詳しくは、お問い合わせ下さい。

在外投票ができる人は、年齢満20歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その者の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住所を有し、下仁田町在外選挙人名簿に登録された人です。(選挙の公示日から選挙期日まで、公職選挙法第30条の6第2項により登録はできません。)

## 郵便による不在者投票

体が不自由で投票所へ行けない人のうち、**重度身体障害者**に限り、自宅などから郵便による不在者投票ができます。

次に該当する人も不在者投票ができるようになります。

- ・ 肝臓機能障害Ⅱ1級、2級、3級

この制度によって投票できる人は、介護保険被保険者証、身体障害者手帳または戦病者手帳の交付を受け

## 選挙人名簿の縦覧

対象者 新規登録者のみ  
期間 7月4日(木)  
場所 役場選挙管理委員会事務局

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

## 滞在地での郵便投票

投票できるのは、選挙期日(投票日)の前日までです。

投票を希望する方は、選挙期日の公示日前でも請求できますので**早めに請求して下さい**。請求用紙は選挙管にありません。

投票用紙等を受けた選挙人は、滞在地の選挙管理委員会に送付された封筒を持参し、投票してください。

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

## 参議院比例代表選挙は非拘束名簿式です

非拘束名簿式は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

## 代理投票

投票は自分で書くことが原則ですが、体が不自由だったり、自分で字が書けない人は、係員による代理投票ができます。

投票の秘密は固く守られます。遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

家族の方が代わりに書くことはできませんのでご注意ください。

## 期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等で投票に行けないと見込まれる人は期日前投票ができます。

## 指定病院・老人ホームでも投票できます。

県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームに入院（所）している人は、不在者投票ができます。  
下仁田町では、下仁田厚生病院、特別養護老人ホームかぶらの里が指定されています。

## あなたの投票所

地区	投票区	投票所	投票時間
下仁田	1	下仁田町保健センター	午前7時～午後6時
	2	下仁田町福祉作業所	
	3	旧栗山公会堂	
馬山	4	大塚中島地区集会所	
	5	馬山生活改善センター	
	6	下仁田町森林組合石淵貯木場管理棟	
小坂	7	小坂社会体育館	
	8	北小地区集会所	
	9	小坂生活改善センター	
西牧	10	下仁田町活性化センター	
	11	三ツ瀬地区集会所	
	12	友愛館	
青倉	13	青倉社会体育館	
	14	滝ノ下消防詰所	
	15	土谷沢消防詰所	

- 入場券は、自分の氏名を確かめてお持ちください。まちがえて、家族の入場券を持参してしまう人がいます。
- 入場券を忘れたら、受付に申し出てください。

お問い合わせはこちらまで  
選挙管理委員会 事務局（役場内）  
内線405

ます。

## 開票

日時 7月21日（日）  
午後8時から  
場所 役場2階201会議室

## 選挙公報

選挙期間中に、区長さんなどを通して、みなさんのお宅に選挙公報が配られます。よく読んで、候補者の経歴・政策を知りましょう。

期日前投票ができる期間

7月5日（金）

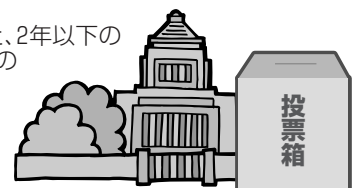
7月20日（土）

※土・日曜日も含む

- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場選挙管理委員会事務局
- 持ち物 入場券（届いている人）

## 注意

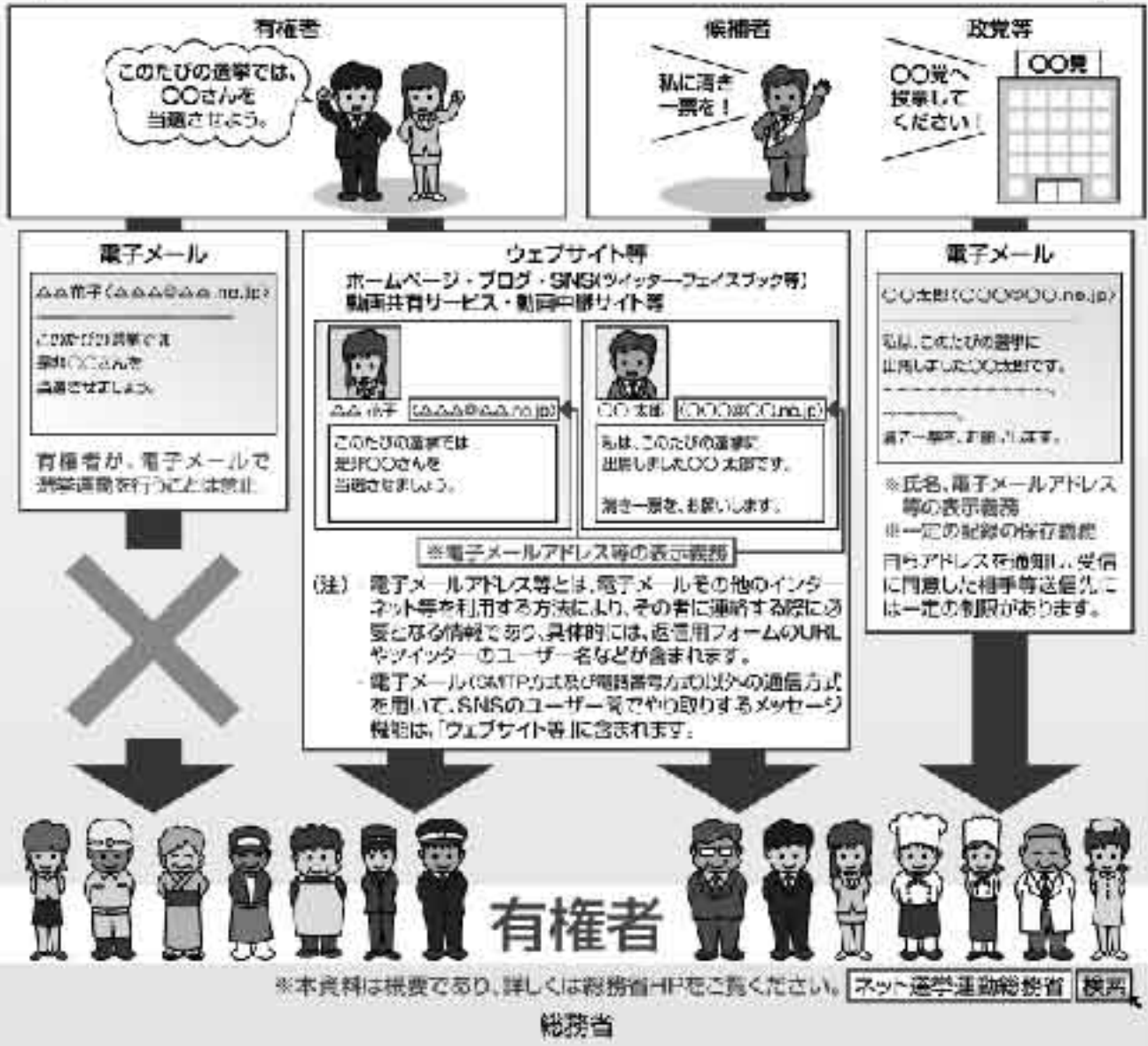
投票は本人が直接することが原則です。本人が投票に行けないからといって家族が代わりに投票することはできません。  
代わりに投票すると、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。



# 次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月28日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日から、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
  - ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
  - ・未成年者等は選挙運動をすることができません。



\*本資料は根拠であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。



# これらの禁止行為は処罰の対象となります！

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

**有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！**

電子メールを使って選挙運動用の文書送達を行うことは、候補者・政党等に取ります。有権者・候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを送信により配布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



**未成年の選挙運動は禁止されています！**

年齢が20歳未満の場合は、インターネット選挙運動をやめ、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第238条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



**HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！**

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



**選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！**

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができます(公職選挙法第128条、第129条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



**候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！**

当該とでない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公開し、又は事実とちがって公開した者は罰則されます(公職選挙法第235条第2項)。



**氏名等を偽って通信してはいけません！**

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または肩書の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は罰則されます(公職選挙法第235条の5)。



**悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！**

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は罰則されます(刑法第230条第1項)。事実を捏造に基き、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により罰則されます(刑法第231条)。



**候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！**

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により罰則/請求(公職選挙法第228条第2号)、不正アクセス罪/不正アクセス行為の禁止等に関する法律第5条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省] [検索]